

行田市子宮頸がん予防啓発プロジェクト参加要領

(趣旨)

第1条 この要領は、子宮頸がんの予防（ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（HPVワクチン）接種及び子宮頸がん検診）について啓発する行田市子宮頸がん予防啓発プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）に参加する団体・企業等（以下「参加団体等」という。）に関し、必要な事項を定める。

(参加団体等の取組)

第2条 参加団体等は、プロジェクトを効果的に推進するため、次のいずれかの取組を行う。

- (1) プロジェクトの周知に関すること
- (2) プロジェクトの目的を達成するための活動・事業(以下「活動等」という。)の実施に関すること
- (3) 参加団体等間の連絡・調整に関すること

(参加の申込)

第3条 プロジェクトに参加しようとする者は、プロジェクト事務局に参加の申し込みを行う。

(報告)

第4条 参加団体等は、行田市子宮頸がん予防啓発プロジェクト参加団体等参加細則により活動し、毎年度、各種活動等の計画及び実績をプロジェクト事務局に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月26日から施行する。

別記

行田市子宮頸がん予防啓発プロジェクト 参加団体等参加細則

本プロジェクトの取組は以下のとおりとし、以下の1～3の要件を全て満たした場合は「行田市子宮頸がん予防啓発プロジェクト」の名称を使用することができるものとする。

- 1 子宮頸がん予防啓発を行うために、参加団体等が主体となって行う取組であること
 - ・参加団体等が企画・運営すること。
- 2 利益の追求を目的としない取組であること
 - ・費用を徴収しないこと。
 - ・特定の商品及びサービスの宣伝となることは、プロジェクトとして厳に慎むこと。
- 3 毎年度、各種活動等の計画及び実績を報告すること
 - ・参加団体等は事務局に別紙1及び別紙2により報告を行う。
- 4 その他
 - ・普及・啓発を行う際には、事務局及び他の参加団体等が提供する啓発資料等を相互に活用できること。
 - ・この細則に定めのないものについては、その都度協議して定める